

南丹市移住促進事業補助金交付要綱

平成30年3月28日

告示第49号

改正 平成31年4月23日告示第134号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市内への移住を促進するため、予算の範囲内において、地域受入体制整備促進事業、移住促進住宅整備事業、空家流動化促進事業及び移住者金利負担軽減事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域団体 地域に根ざして活動を行う複数の自治会等により構成された団体であって、次に掲げる要件の全てに適合するものをいう。

ア 事業を行う地域の事情に詳しく、移住者の受入だけでなく移住後の支援まで丁寧に行う体制を整備していること。

イ 事業の事務手続きを適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局、代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。

ウ 団体の運営に当たって、一つの事務手続きにつき複数の者が関与する等当該事務手続きに係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

(2) 移住者 本市へ定住の意志を持って転入した又はしようとする者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 本市に住所を有する又は有することが確実な者であって、当該住所地を生活の本拠とした又はしようとするもの

イ 本市において空家を取得又は賃借すること。

ウ イの空家の所有者と2親等以内の者でないこと。

(3) 空家 居住を目的として市内に建築された住宅のうち、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅であり、かつ、南丹市空き家バンク実施要綱（平成25年南丹市告示第239号）第4条第2項の規定により南丹市空き家バンクに登録されている住宅をいう。

(4) お試し住宅 移住希望者が、地域での暮らしの体験、地域住民との交流等を目的として、短期間居住又は滞在する施設（1世帯当たりの居住又は滞在に係る利用期間が通算して1年以内のものに限る。）をいう。

(5) シェアオフィス 複数の小規模事業者が共同利用する事務所をいう。

(事業及び補助の内容)

第3条 事業種目、補助対象経費、補助金額、補助対象者は、下表及び別表第1から別表第2までに掲げるとおりとする。

事業種目	補助対象経費	補助金額	補助対象者
1 地域受入 体制整備 促進事業	<p>京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号。以下「条例」という。）第5条に規定する移住促進特別区域（以下「移住促進特別区域」という。）又は本事業を行うことにより移住促進特別区域の指定を受けようとする地域において、移住者の受入を促進するために行う次に掲げる事業に要する経費（(3)については、移住促進特別区域において行うものに限る。）</p> <p>なお、事業の実施期間は、事業計画の承認を受けた年度からその翌年度までとする。</p> <p>(1) 移住促進ビジョンの作成 地域内の話し合い等による、地域の将来人口の予測、望ましい人口構成及び移住者数、求める移住者像並びに空家（南丹市空き家バンクに登録されていない住居を含む。次号において同じ。）及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組等をまとめた移住促進ビジョンの作成</p> <p>(2) 空家・農地の実態調査の</p>	<p>補助対象事業費の総額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）。ただし、1地域当たりの補助額は、50万円以内</p>	<p>地域団体</p>

	<p>実施及びデータベースの作成</p> <p>地域内の空家・農地の実態調査（数、面積、位置、要修繕の程度、所有者の賃貸、譲渡等の意向及び条件等）の実施及びデータベース化</p> <p>(3) 移住者受入活動の実施</p> <p>お試し住宅・移住者向けシェアオフィス等利用者の募集、移住希望者との面談、受入前の調整、移住後のフォロー等移住者又は移住希望者に対して行う活動</p> <p>(4) その他移住者受入体制の整備のための活動の実施</p> <p>専門家招へい、先進地調査等</p>		
2	<p>移住促進特別区域内の空家を取得又は賃借等した上で、お試し住宅又は移住者向けシェアオフィス（当該移住促進特別区域内に居住し、住所を有することを利用者の条件とするものに限る。）とするために行う改修に要する経費</p> <p>ただし、当該空家に関し、国又は地方公共団体から、移住の促進を目的とした空家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p>	補助対象事業費の総額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)。ただし、1戸当たりの補助額は、180万円以内	地域団体
	<p>条例第9条に規定する登録空家（以下「登録空家」という。）を取得又は賃借等し、自ら居住する目的で行う生活をするために必要な改修(居</p>		移住者

	<p>住の用に供する部分に限る。)に要する経費</p> <p>ただし、移住者が当該登録空家に居住し、住所を有する又はその予定であることが確実な場合であって、当該移住者及び当該登録空家に関し、国又は地方公共団体から、移住の促進を目的とした空家改修等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。</p> <p>なお、当該登録空家の取得又はその賃借権等の取得の日が、移住の日から起算して1年前の日から、移住の日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあつては、当該制度利用中の期間、南丹市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年告示第138号）に基づく南丹市地域おこし協力隊の隊員（以下「地域おこし協力隊員」という。）にあつては、その委嘱を受けた期間は、経過した日数に含めない。）であるものに限る。</p>		
3 空家流動化促進事業	<p>登録空家等（移住促進特別区域内の空家であつて、市長が認める移住・定住促進制度により改修しようとするもの又は登録空家をいう。）を移住者その他市長が認める者に売却又は賃貸等する際に必要な当該登録空家等の所有者が行う家財の撤去等に要する経費（南丹市空き家</p>	1戸当たりの補助額は、10万円	空家所有者

	<p>流動化対策事業実施要綱（平成29年告示第96号）第3条に規定する空き家掃除お助け事業の対象となる経費を除く。）</p> <p>ただし、売却又は賃貸等に係る契約締結日から起算して6箇月を経過する日までに補助金の交付の申請をした事業であって、当該所有者が移住の促進を目的とした家財の撤去等に係る補助金の交付を受けたことがない場合に限る。</p> <p>なお、貸家業を行う者が専ら貸家業のために所有する空家の家財の撤去等は事業の対象外とする。</p>		
<p>4 移住者金利負担軽減事業</p>	<p>登録空家に居住し、住所を有する又は有することが確実である移住者に対して行う、条例第11条に規定する対象不動産（以下「対象不動産」という。）の取得及び当該対象不動産のうち登録空家又はその敷地である土地の取得（登録空家に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合を含む。）をした場合における当該登録空家の改修又は当該土地の整備に必要な資金調達を目的とした融資（市長が認めるものに限る。）に係る金利負担の軽減（当該融資の貸付実行日から起算して5年を経過する日までの間に行うものに限る。）に要する経費</p> <p>ただし、当該対象不動産の取得又</p>	<p>1世帯当たりの補助額は、対象不動産の取得及び当該対象不動産のうち登録空家又はその敷地である土地の取得（登録空家に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合を含む。）をした場合における当該登録空家の改修又は当該土地の整備に必要な資金の調達に係る融資の当該融資に係る事業年</p>	<p>移住者</p>

	<p>はその賃借権等の取得の日が、移住の日から起算して1年前の日から、移住の日から起算して1年を経過した日までの間（市長が認める就農・就業等支援制度の利用者にあつては、当該制度利用中の期間、地域おこし協力隊員にあつては、その委嘱を受けた期間は、経過した日数に含めない。）であるものに限る。</p> <p>なお、当該融資の貸付実行日から起算して5年を経過する日までの間に当該対象不動産（登録農地を除く。）から転出又は当該対象不動産を売却した場合、対象不動産（登録農地を除く。）から転出又は当該対象不動産を売却した月以降の金利負担の軽減に要する経費は事業の対象外とする。</p>	<p>度における平均残高（当該融資の借入期間における各日の融資残高の合計額を当該借入期間の日数で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）に0.5%又は当該融資に係る利率のいずれか低い率を乗じて得た額（平均残高が1,000万円を超えの場合にあつては、1,000万円に当該率を乗じて得た額）以内</p>	
--	---	--	--

（交付申請）

第4条 事業を実施しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、南丹市移住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を南丹市移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者が、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南丹市移住促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費総額の2割を超える増減がないもの及び補助金額の増額がないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を南丹市移住促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（指令前着手届）

第7条 申請者は、補助金の交付の決定がある前に事業に着手する場合は、南丹市移住促進事業指令前着手届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、移住促進事業が完了したときは、南丹市移住促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容等を審査の上、適当と認めたときは、南丹市移住促進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた申請者は、市長が指定する日までに、南丹市移住促進事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、第5条の規定による交付決定を受けた補助金の全部又は一部について、前項の規定による補助金請求書の提出により、概算払を請求することができる。

3 市長は、前2項の規定による補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。

(3) 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める

場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(南丹市移住促進事業補助金交付要領の廃止)

2 南丹市移住促進事業補助金交付要領（平成28年告示第234号）は、廃止する。

附 則（平成31年4月23日告示第134号）

この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第3条の表中1関係）

補助対象経費	内容
報償費	専門家に対する謝金、地域団体の構成員が行う役務（通常無報酬で実施することが相当と認められるものを除く。）に対する代償
旅費	交通及び宿泊に要する費用（グリーン料金等は除く。）
消耗品費	用紙・封筒・文具、図書、作業用具類等の購入経費
燃料費	自動車、暖房用具、草刈機等の燃料費
印刷製本費	マニュアル、募集資料等の作成経費
通信運搬費	郵便料金
手数料	振込手数料
保険料	賠償責任保険等に係る保険料
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用
使用料及び賃借料	レンタカー、機械借上料、会場使用料
その他特に必要と認めるもの	

別表第2（第3条の表中2関係）

補助対象経費	内容	備考
工事費	家屋又は敷地に係る工事に要する費用（直接施工に要する経費を含む。）	
測量試験費	測量及び試験費	
賃金	事業の施行に必要な手当、賃金、共済費（賃金支弁による社会保険料）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、用紙・封筒・文具、図書、作業用具類等の購入経費）	事業費の3%以内
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他特に必要と認めるもの		

南丹市移住促進事業補助金交付申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	Ⓜ
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

下記のとおり事業を実施したいので、補助金の交付を申請します。

【該当する事業種目にチェック(☑)を記入／関係書類を添付】

事業種目	関係書類
<input type="checkbox"/> 地域受入体制整備促進事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙1)
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙2) <input type="checkbox"/> 確約書(別紙5) <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 改修工事費の見積書
<input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙3) <input type="checkbox"/> (所有者が複数の場合)委任状(別紙6) <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
<input type="checkbox"/> 移住者金利負担軽減事業	<input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙4) <input type="checkbox"/> 確約書(別紙5) <input type="checkbox"/> 売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
(全事業共通)	<input type="checkbox"/> 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書(別紙7)

※地域団体の場合、団体規約等も添付

別紙 1

事業計画書（地域受入体制整備促進事業用）

事業に取り組む背景				
事業内容	移住促進ビジョンの作成			
	空き家・農地の実態調査の実施及びデータベースの作成			
	移住者受入活動の実施			
その他移住者受入体制の整備のための活動の実施				
事業期間	年 月 日～		年 月 日(予定)	
予 算 額 (円)	今年度	費目	内容	金額
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
		自己負担		
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
		自己負担		
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
	自己負担			
事業費計				
財源内訳	市補助金			
	自己負担			

別紙 2

事業計画書（移住促進住宅整備事業用）

空 家 所 在 地	南丹市 町 番地			
入居・開設予定者名				
空家(元)所有者名				
入居・開設予定日	年 月 日			
取得・賃借等の別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 賃借(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年)			
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入			
(お試し住宅の場合) 1世帯当たりの居住 又は滞在の利用期間				
改修後活用する期間	事業完了後 10 年間			
事 業 期 間	年 月 日～ 年 月 日(予定)			
改 修 内 容				
予 算 額 (円)	工種	数量	単価	金額
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
自己負担				

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

別紙 3

事業計画書（空家流動化促進事業用）

空 家 所 在 地	南丹市 町 番地
空家(元)所有者名	
入居・開設予定者名	
入居・開設予定日	年 月 日
売却・賃貸等の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年)
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入
予 算 額 (円)	

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

別紙 4

事業計画書（移住者金利負担軽減事業用）

1 登録空家に係る事業対象となる融資の概要

空 家 所 在 地	南丹市 町 番地	
入居・開設予定者名		
空家（元）所有者名		
空家取得・改修予定日	年 月 日	
取得・賃借等の別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 賃借(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年)	
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入	
資金借入の目的	空家取得	空家改修
資金借入予定 金融機関名・支店名		
融 資 商 品 名		
借 入 予 定 日	年 月 日	年 月 日
借入予定金額(円)		
借入予定期間(年)		

2 登録農地に係る事業対象となる融資の概要

農 地 所 在 地	南丹市 町 番地	
農地取得予定者名		
農地（元）所有者名		
農地取得予定日	年 月 日	
資金借入の目的	農地取得	
資金借入予定 金融機関名・支店名		
融 資 商 品 名		
借 入 予 定 日	年 月 日	
借入予定金額(円)		
借入予定期間(年)		

3 予算額

(単位：円)

融資の目的		融資借入日 からの年度	平均融資残高(A) ※1	市補助金(B) ※2
空家	取得	1年度目		
		2年度目		
		3年度目		
		4年度目		
		5年度目		
		6年度目		
	改修	1年度目		
		2年度目		
		3年度目		
		4年度目		
		5年度目		
		6年度目		
農地取得	1年度目			
	2年度目			
	3年度目			
	4年度目			
	5年度目			
	6年度目			

※1. 平均融資残高(A)の計算は、次の計算式により行う。

<p>■年度当初の4月1日から年度末の3月31日まで年度通じて、金利負担軽減を受ける融資を借入れている年度の場合</p> $(A) = (\text{当該年度の4月1日から3月31日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{当該年度の4月1日から3月31日までの日数})$
<p>■年度途中で金利負担軽減を受ける融資の借入れを開始する年度の場合</p> $(A) = (\text{融資借入開始日から当該年度の3月31日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{融資借入開始日から当該年度の3月31日までの日数})$
<p>■金利負担軽減を受ける融資の借入日から5年経過する日を含む年度の場合</p> $(A) = (\text{借入日から5年経過する日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{借入日から5年経過する日までの日数})$
<p>■金利負担軽減を受ける融資の借入日から5年経過する日までに年度途中で融資に係る返済を完了する年度の場合</p> $(A) = (\text{当該年度の4月1日から返済完了日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{当該年度の4月1日から当該年度の返済完了日までの日数})$

※2. 市補助金(B)の計算は、次の計算式により行う。

<p>■金利負担軽減を受ける融資の利率が年度通じて0.5%を上回る場合</p> $(B) = (A) \times 0.5\%$
<p>■金利負担軽減を受ける融資の利率が年度通じて0.5%を下回り、年度通じて利率に変更がない場合</p> $(B) = (A) \times \text{当該融資利率}$
<p>■年度途中で金利負担軽減を受ける融資の利率が0.5%を下回る場合又は年度通じて当該利率が0.5%を下回る年度の途中で利率が変更となる場合は、利率が異なる期間毎で平均融資残高を計算の上、金利負担軽減額を算出する。</p>

確約書（移住促進住宅整備事業・移住者金利負担軽減事業用）

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	⑩

南丹市移住促進事業を申請するにあたり、下記の事項を確約します。

なお、確約事項に反した場合、南丹市移住促進事業補助金に関する交付決定の取り消し処分及び補助金の返還命令に応じます。

(確約事項)
1. 移住する地域の地縁組織(行政区・自治会・振興会など)に加入します。 2. 地縁組織が定める会費(区費・自治会費・振興会費など)を納入します。 3. 地縁組織が行う地域活動などに積極的に参加します。 4. 地縁組織の役員や京の田舎ぐらしナビゲーターなど、地域の移住担当者から面会の求めがあった場合、面会に応じるよう努めます。 5. その他、地域住民との良好な人間関係の構築及びその維持に努めます。

委任状（空家流動化促進事業用／空家所有者が複数の場合のみ）

南丹市移住促進事業に関する一切の事務手続き及び当該補助金の受領について、下記の受任者にその権限を委任します。

受任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	

委任者【太枠内に記入】

住 所	
氏 名	(印)

住 所	
氏 名	(印)

住 所	
氏 名	(印)

住 所	
氏 名	(印)

住 所	
氏 名	(印)

住 所	
氏 名	(印)

別紙 7

府税滞納の有無について	
照会欄	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">御中</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">部 課</div> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(担当 :)</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">内線 :)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を照会しますので、 月 日までに回答願います。</p>
回答欄	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">御中</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">部 課</div> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">(担当 :)</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">内線 :)</p> <p>同意書記載者について、府税滞納の有無を回答します。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">滞納 有 ・ 無</p> <p>(滞納がある場合の所管府税公所 :)</p>
同意書	<p>上記により、私(当社)の府税滞納の有無を確認することについて同意します。</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">住所 (法人の場合は本店所在地)</p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)</p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">印</p>

様

南丹市長

印

南丹市移住促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業について、下記のとおり補助金の交付（不交付）を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

事業種目	<input type="checkbox"/> 地域受入体制整備促進事業 <input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業 <input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業 <input type="checkbox"/> 移住者金利負担軽減事業
決定内容	<input type="checkbox"/> 交付 補助金交付決定額 円 (交付要件) 1. 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。 (3) 補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。
	<input type="checkbox"/> 不交付 (不交付の理由)

南丹市移住促進事業補助金変更承認申請書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

【該当する事業種目にチェック(☑)を記入／関係書類を添付／変更内容を記入】

事業種目	関係書類
<input type="checkbox"/> 地域受入体制整備促進事業	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙1)
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙2)
<input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙3)
<input type="checkbox"/> 移住者金利負担軽減事業	<input type="checkbox"/> 変更後の事業計画書(別紙4)
(全事業共通)	<input type="checkbox"/> 交付申請書添付書類のうち変更のあった書類
(変更の内容及び理由)	

様

南丹市長

印

南丹市移住促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は速やかに補助金実績報告書を南丹市役所 課へ提出してください。

事業種目	<input type="checkbox"/> 地域受入体制整備促進事業 <input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業 <input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業 <input type="checkbox"/> 移住者金利負担軽減事業
決定内容	<input type="checkbox"/> 承認 変更後の補助金交付決定額 円
	<p>(交付要件)</p> <p>1. 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。</p> <p>(1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。</p> <p>(3) 補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。</p> <p>2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。</p>
	<input type="checkbox"/> 不承認 <p>(不承認の理由)</p>

南丹市移住促進事業指令前着手届

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	Ⓜ
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

年 月 日付けで申請した事業について、補助金交付決定前に着手したので、別記条件を了承の上、届け出ます。

【該当する事業種目にチェック(☑)を記入/その他必要事項を記入】

事業種目	予算額(円)	着手日(予定)
<input type="checkbox"/> 地域受入体制整備促進事業		年 月 日
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業		年 月 日
<input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業		年 月 日
<input type="checkbox"/> 移住者金利負担軽減事業		年 月 日
(指令前着手を必要とする理由)		

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの間、事業の趣旨に従い、実施すること。
2. 交付決定を受けるまでの間に実施した事業により損失が生じた場合、その損失は申請者が負担すること。
3. 不交付となった場合又は交付決定額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
4. 着手から交付決定までの間に事業内容を変更しないこと。

南丹市移住促進事業補助金実績報告書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入】

住 所	〒 ー
氏 名	Ⓜ
電話番号	

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった事業について、下記のとおり実績を報告します。

【該当する事業種目にチェック(☑)を記入／関係書類を添付】

事業種目	関係書類
<input type="checkbox"/> 地域受入体制 <input type="checkbox"/> 整備促進事業	<input type="checkbox"/> 実績報告書(別紙1) <input type="checkbox"/> 事業内容がわかる書類(移住促進ビジョン・報告書・広報資料・写真等) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳がわかる請求書・領収書の写し
<input type="checkbox"/> 移住促進住宅 <input type="checkbox"/> 整備事業	<input type="checkbox"/> 実績報告書(別紙2) <input type="checkbox"/> 工事前後の状況がわかる写真(前後で同箇所撮影／複数箇所分) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳がわかる請求書・領収書の写し
<input type="checkbox"/> 空家流動化 <input type="checkbox"/> 促進事業	<input type="checkbox"/> 実績報告書(別紙3)
<input type="checkbox"/> 移住者金利 <input type="checkbox"/> 負担軽減事業	<input type="checkbox"/> 実績報告書(別紙4) <input type="checkbox"/> 空家への移住を証する書類(住民票の写し等) <input type="checkbox"/> (空家取得・改修)取得・改修費の内訳がわかる請求書・領収書の写し <input type="checkbox"/> (改修)工事前後の状況がわかる写真(前後で同箇所撮影／複数箇所分) <input type="checkbox"/> (農地取得)取得費の内訳がわかる請求書・領収書の写し <input type="checkbox"/> 融資にかかる契約書の写し <input type="checkbox"/> 当該年度の返済実行額がわかる通帳の写し又は融資取引がされた明細等 <input type="checkbox"/> 金融機関が発行する返済予定表の写し

別紙 1

実績報告書（地域受入体制整備促進事業用）

事業実績	移住促進ビジョンの作成		
	空き家・農地の実態調査の実施及びデータベースの作成		
	移住者受入活動の実施		
事業期間	年 月 日～ 年 月 日		
精算額 (円)	今年度	費目	金額
		内容	
		事業費計	
財源内訳		市補助金	
		自己負担	

別紙2

実績報告書（移住促進住宅整備事業用）

空家所在地	南丹市 町 番地			
入居・開設者名				
空家(元)所有者名				
入居・開設(予定)日	年 月 日			
取得・賃借等の別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 賃借(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年)			
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入			
(お試し住宅の場合) 1世帯当たりの居住 又は滞在の利用期間				
改修後活用する期間	事業完了後 10 年間			
事業期間	年 月 日～ 年 月 日			
改修内容				
精算額(円)	工種	数量	単価	金額
	事業費計			
	財源内訳	市補助金		
自己負担				

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

別紙 3

実績報告書（空家流動化促進事業用）

空 家 所 在 地	南丹市 町 番地
空家(元)所有者名	
入居・開設者名	
入居・開設(予定)日	年 月 日
売却・賃貸等の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年)
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入
精 算 額 (円)	

※改修した住宅への入居者は、移住促進特別区域指定申出書に記載する人材像・条件等に合致する者であること。

※改修した住宅への入居者は、空家所有者と2親等以内でないこと。

別紙 4

実績報告書（移住者金利負担軽減事業用）

1 登録空家に係る事業対象となる融資の概要

空家所在地	南丹市	町	番地
入居・開設者名			
空家(元)所有者名			
空家取得・改修日	年 月 日		
取得・賃借等の別	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 賃借(契約期間 年) <input type="checkbox"/> その他(具体的に 契約期間 年)		
	※該当する箇所にチェック(☑)を記入		
資金借入の目的	空家取得	空家改修	
資金借入予定 金融機関名・支店名			
融資商品名			
借入日	年 月 日	年 月 日	
借入金額(円)			
融資利率	年 %	年 %	
	固定・その他()	固定・その他()	
借入期間(年)			

2 登録農地に係る事業対象となる融資の概要

農地所在地	南丹市	町	番地
農地取得者名			
農地(元)所有者名			
農地取得日	年 月 日		
資金借入の目的	農地取得		
資金借入予定 金融機関名・支店名			
融資商品名			
借入日	年 月 日		
借入金額(円)			
融資利率	年 %		
	固定・その他()		
借入期間(年)			

3 精算額

(単位：円)

融資の目的		融資借入日 からの年度	平均融資残高(A) ※1	市補助金(B) ※2
空家	取得	1年度目		
		2年度目		
		3年度目		
		4年度目		
		5年度目		
		6年度目		
	改修	1年度目		
		2年度目		
		3年度目		
		4年度目		
		5年度目		
		6年度目		
農地取得	1年度目			
	2年度目			
	3年度目			
	4年度目			
	5年度目			
	6年度目			

※1. 平均融資残高(A)の計算は、次の計算式により行う。

<p>■年度当初の4月1日から年度末の3月31日まで年度通じて、金利負担軽減を受ける融資を借入れている年度の場合</p> $(A) = (\text{当該年度の4月1日から3月31日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{当該年度の4月1日から3月31日までの日数})$
<p>■年度途中で金利負担軽減を受ける融資の借入れを開始する年度の場合</p> $(A) = (\text{融資借入開始日から当該年度の3月31日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{融資借入開始日から当該年度の3月31日までの日数})$
<p>■金利負担軽減を受ける融資の借入日から5年経過する日を含む年度の場合</p> $(A) = (\text{借入日から5年経過する日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{借入日から5年経過する日までの日数})$
<p>■金利負担軽減を受ける融資の借入日から5年経過する日までに年度途中で融資に係る返済を完了する年度の場合</p> $(A) = (\text{当該年度の4月1日から返済完了日までの各日の融資残高の合計}) \div (\text{当該年度の4月1日から当該年度の返済完了日までの日数})$

※2. 市補助金(B)の計算は、次の計算式により行う。

<p>■金利負担軽減を受ける融資の利率が年度通じて0.5%を上回る場合</p> $(B) = (A) \times 0.5\%$
<p>■金利負担軽減を受ける融資の利率が年度通じて0.5%を下回り、年度通じて利率に変更がない場合</p> $(B) = (A) \times \text{当該融資利率}$
<p>■年度途中で金利負担軽減を受ける融資の利率が0.5%を下回る場合又は年度通じて当該利率が0.5%を下回る年度の途中で利率が変更となる場合は、利率が異なる期間毎で平均融資残高を計算の上、金利負担軽減額を算出する。</p>

第 号
年 月 日

様

南丹市長

印

南丹市移住促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

なお、年 月 日までに補助金請求書を南丹市役所 課へ提出してください。

事業種目	<input type="checkbox"/> 地域受入体制整備促進事業 <input type="checkbox"/> 移住促進住宅整備事業 <input type="checkbox"/> 空家流動化促進事業 <input type="checkbox"/> 移住者金利負担軽減事業
確定内容	補助金確定額 円 (交付要件) 1. 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。 (1) 申請者が補助金を他の用途に使用したとき。 (2) 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反等したとき。 (3) 補助金の交付の決定を受けた申請者が移住促進事業を中止し、又は廃止したとき。 2. 市長は、1に定めるときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者の住宅として活用しなくなったとき。

南丹市移住促進事業補助金請求書

南丹市長 様

申請者【太枠内に記入／該当する請求種別にチェック(☑)を記入】

住 所	〒 ー
氏 名	⑩
電話番号	
生年月日	年 月 日生
請求種別	<input type="checkbox"/> 概算払(事業完了前) <input type="checkbox"/> 精算払(事業完了後)

※地域団体の場合、住所欄に事務局所在地、氏名欄に団体名・代表者職氏名を記入

下記のとおり補助金を請求します。

【該当する口座種別にチェック(☑)を記入／その他必要事項を記入】

補助金額		円
振 込 口 座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	口 座 番 号	
	フリガナ	
	口 座 名 義	